

## 串間市入札制度等検討委員会について

### 1 目的

副市長が官製談合防止法違反等の容疑で逮捕・起訴されたことを受け、本市の入札・契約制度の検証及びコンプライアンス意識の強化を図り、官製談合等の根絶に向けた対策を検討するため、「串間市入札制度等検討委員会」を設置する。

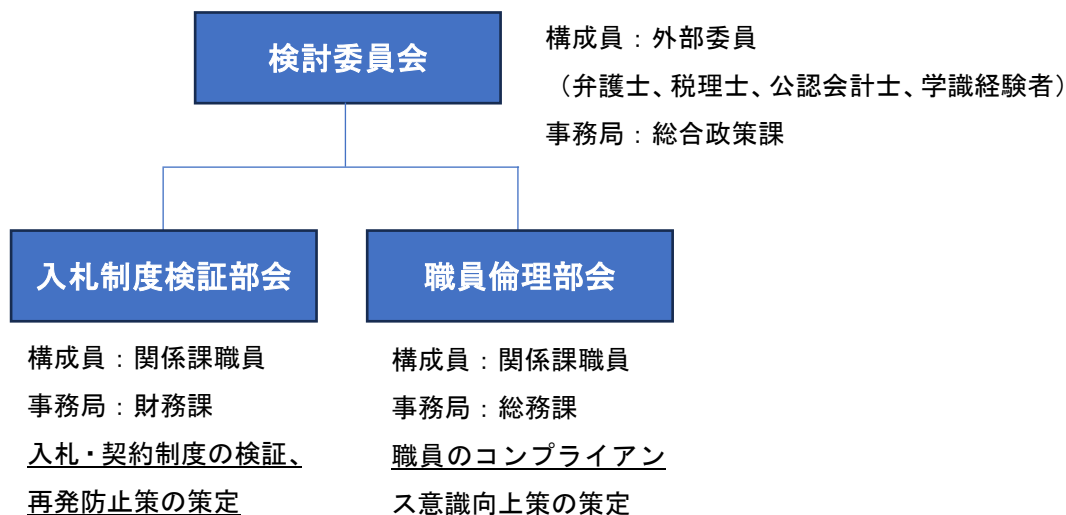
なお、本検討委員会は、市長が市政運営の参考として有識者等から意見を求める「私的諮問機関」とする。

### 2 所掌事項

- (1) 本市の入札・契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検討に関すること
- (2) 本市のコンプライアンスの取組の検証及び再発防止に向けた取組の検討に関すること
- (3) その他入札制度等に関して必要と認められる事項に関すること

### 3 組織

- ・ 検討委員会は、再発防止対策について、第三者による客観的な視点から評価・検証を行い、市長へ意見や提案、助言を行う。
- ・ 検討委員会に職員で構成する部会を置き、検討委員会の指示を受け、実態調査や改善策等具体的な検討作業を行う。



### 4 スケジュール（予定）

- 令和6年1月19日 第1回検討委員会（入札制度等の現状と今後の検討方法）
- 2月8日 第2回検討委員会（入札制度等に係る問題点の整理検証）
- 3月下旬 第3回検討委員会（再発防止策の検討）
- 4月下旬 第4回検討委員会（全体的な整理と提言案の検討）
- 5月下旬 第5回検討委員会（市への提言）

※委員会での議論の進捗等により会議日程の延期・延長など変更があり得る。

## 串間市入札制度等検討委員会設置要綱

令和6年1月19日

総合政策課

### (設置)

第1条 本市の入札・契約制度の検証及び職員のコンプライアンス意識の強化を図り、官製談合等の根絶に向けた対策を検討するため、串間市入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 本市の入札・契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検討に関する事。
- (2) 本市のコンプライアンスの取組の検証及び再発防止に向けた取組の検討に関する事。
- (3) その他入札制度等に関して必要と認められる事項に関する事。

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から再発防止策に係る意見書を市長に提出した日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

### (部会)

第7条 委員会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号の事項を所掌させる。

- (1) 入札制度検証部会 入札・契約制度の検証及び再発防止策の策定
  - (2) 職員倫理部会 職員のコンプライアンス意識向上策の策定
- 2 前項各号に掲げるもののほか、委員長は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 3 前2項の規定により置かれる部会の構成は、委員長が別に定める。
- 4 部会は、委員会の指示を受けて調査、検討等を行うものとし、その結果について委員会の会議において報告しなければならない。
- 5 前条第3項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、串間市総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総合政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月19日から施行する。

別表（第3条関係）

串間市入札制度等検討委員会委員名簿

（五十音順）

氏名	職名等
落合 雅子	税理士 宮崎県入札・契約監視委員会委員
川添 正浩	弁護士
木下 博義	公認会計士 宮崎県監査委員
中澤 隆雄	宮崎大学名誉教授